

令和4年度

# 学校防災計画

危機管理マニュアル

相楽東部広域連合立笠置中学校

## 目 次

1	目的	1
2	学校防災・安全組織	1
3	施設・設備の管理及び点検・整備	2
4	防災用品の管理	2
5	防災・安全教育の推進	3
6	防災訓練（避難訓練）	3
7	教職員研修	4
8	情報連絡体制	4
	（1）情報連絡体制	4
	（2）関係機関への報告・連絡内容と方法	5
	（3）保護者・生徒との連絡体制	5
	・付き添い下校	6
	（4）安否情報、被害状況の収集、把握	6
9	地域・PTAとの連携・協力体制	7
10	災害発生時の対応	7
	（1）学校災害警戒体制	7
	（2）学校災害対策本部	8
11	教職員動員体制	9
12	生徒の安全確保	9
	（1）在校時の発災対応	9
	（2）校外行事等の発災対応	9
	（3）夜間・休日の発災対応	10
	（4）登下校時の発災対応	10
13	被災状況の点検等	10
14	保護者との連絡・引き渡し	10
	（1）生徒の安否把握	10
	（2）休業措置の決定	
	①警報発令の場合 ②警報が発令されていない場合	11
	③教育委員会指示 ④帰宅困難な生徒の保護体制	11
	（3）引き渡し方法	11
15	自然災害や学校近辺の火災等で学校が避難場所となる場合の対応	12
16	学校教育の再開	
	（1）学校環境の整備	12
	（2）応急教育計画の作成	13
	（3）転学・転入・給食・健康管理	13
17	新たな危機事象への対応	14

# 学校防災計画

## 1 目的

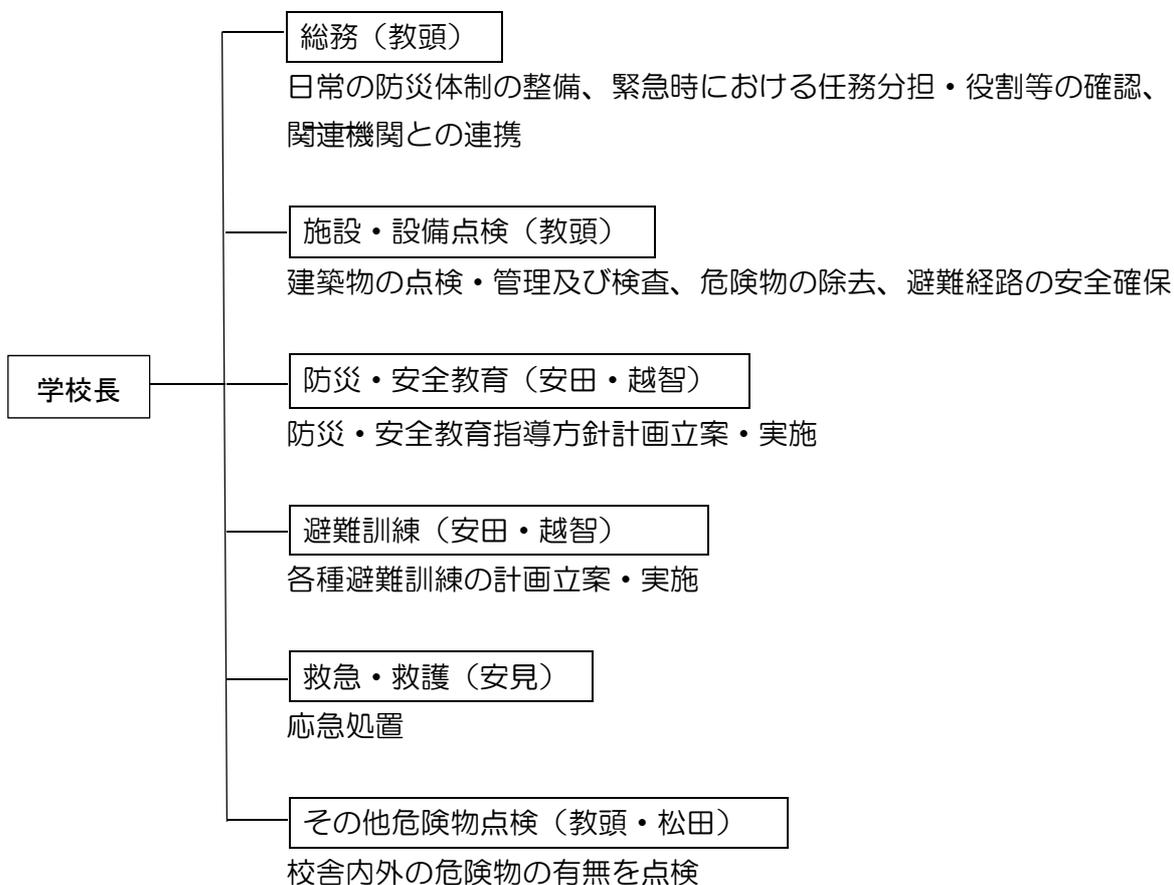
災害の発生に際し、生徒及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 災害による被害を最小限のものとするため、学校施設・設備等の点検・整備を行うとともに、生徒の学校生活等における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整えること
- (2) 生徒が災害から自らの生命を守るために必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育成するような計画的な指導を行う体制を整えること
- (3) 災害が発生した場合、生徒等の避難誘導や学校が避難場所になる場合の対応を含め適切な緊急措置がとれるよう、教職員の参集体制、初動体制、情報連絡体制を整えること
- (4) 学校教育活動を早期に再開することができるよう、教育環境の整備、応急教育計画の策定、生徒の心の健康問題への対応等を実施する体制を整えること

## 2 学校防災・安全組織

### (1) 災害対策委員会

学校長、教頭、教務主任、保健主事、防災・安全主任、養護教諭で構成し、学校防災・安全計画を作成し、防災体制の整備に努める。



(2) 災害対策委員会（学校防災・安全会議）の検討事項

- ① 学校安全・防災計画の大安及び変更に関すること
- ② 学校災害対策本部の編成に関すること
- ③ 避難施設、消防用設備等の維持・管理に関すること
- ④ 防災・安全教育、防災訓練に関すること
- ⑤ 震災対策に関すること
- ⑥ 施設、設備の安全管理に関すること
- ⑦ その他防災・安全上の調査、研究に関すること

(3) 災害対策委員会（学校防災・安全会議）開催

災害対策委員会（学校防災・安全会議）の開催は、原則として学期1回とし、その他必要に応じて開催する。

3 施設・設備の点検・整備

定期及び日常の安全点検の実施

- ① 安全点検実施計画を作成し、安全チェックリストにより毎月1日（安全点検日）に点検を行う。
- ② 電気、ガス、給排水設備などのライフライン施設の点検を行う。
- ③ 生徒の使用頻度の高いグラウンド、教室、体育館、廊下等について日常点検を行う。
- ④ 設備・備品の転倒・破損による被害を防ぐため、視聴覚機器、事務機器、棚書架等の転倒防止措置を行う。
- ⑤ 薬品、実験機器等の危険物管理の徹底を図る。
- ⑥ 消火栓、消火器等の消防設備や避難器具、誘導標識等の避難設備の整備を促進するとともに配置図の掲示を行う。
- ⑦ 災害発生時における学校の被害及び生徒の通学路の障害について予測し、PTA、教育委員会とも協議し、日頃から対策を講じておく。
- ⑧ 定期点検、日常点検による危険箇所、補修箇所等は速やかに予防措置を講じる。

4 防災用品の管理

災害時に的確に対応するため、災害用品を所定場所に保管し、定期的に点検する。消火器については、その設置場所を明記する。

防災用品

学校携帯電話	ハンドマイク	携帯ラジオ	懐中電灯	マスク	救急箱	
応急処置薬品類	毛布	担架	安全旗	生徒名簿	緊急連絡カード	職員名簿

## 5 防災・安全教育の推進

防災・安全教育方針及び防災・安全教育全体計画に基づき指導する。この計画による実践内容を評価し、次年度の計画に反映できるようPDCAのサイクルを確立する。

- ① 災害や防災についての基礎的・基本的な事項の理解
- ② 安全に関して自ら判断し、的確に行動できる判断力や行動力の体得
- ③ 災害時進んで協力して対応できる態度の育成

### 実施にあたって

- ① ねらいを明確にし、体験的な活動を取り入れるなど工夫をする。
- ② 地震防災安全学習資料（京都府教育委員会発行）や視聴覚教材等を活用して展開を工夫する。

## 6 防災・安全訓練（避難訓練）

- 1学期・・・地震を想定した避難訓練
- 2学期・・・火災を想定した避難訓練
- 3学期・・・不審者（Jアラート含）を想定した避難訓練

### 避難誘導の基本

- ① 生徒の身体生命の安全確保を第一とする。
- ② 生徒の恐怖心を大きくしないよう教職員は、的確な判断と毅然とした態度で行動する。
- ③ 日頃からあらゆる機会を捉えて集団行動の規律の徹底を図り、統一の取れた行動ができるように指導する。

### 訓練の基本

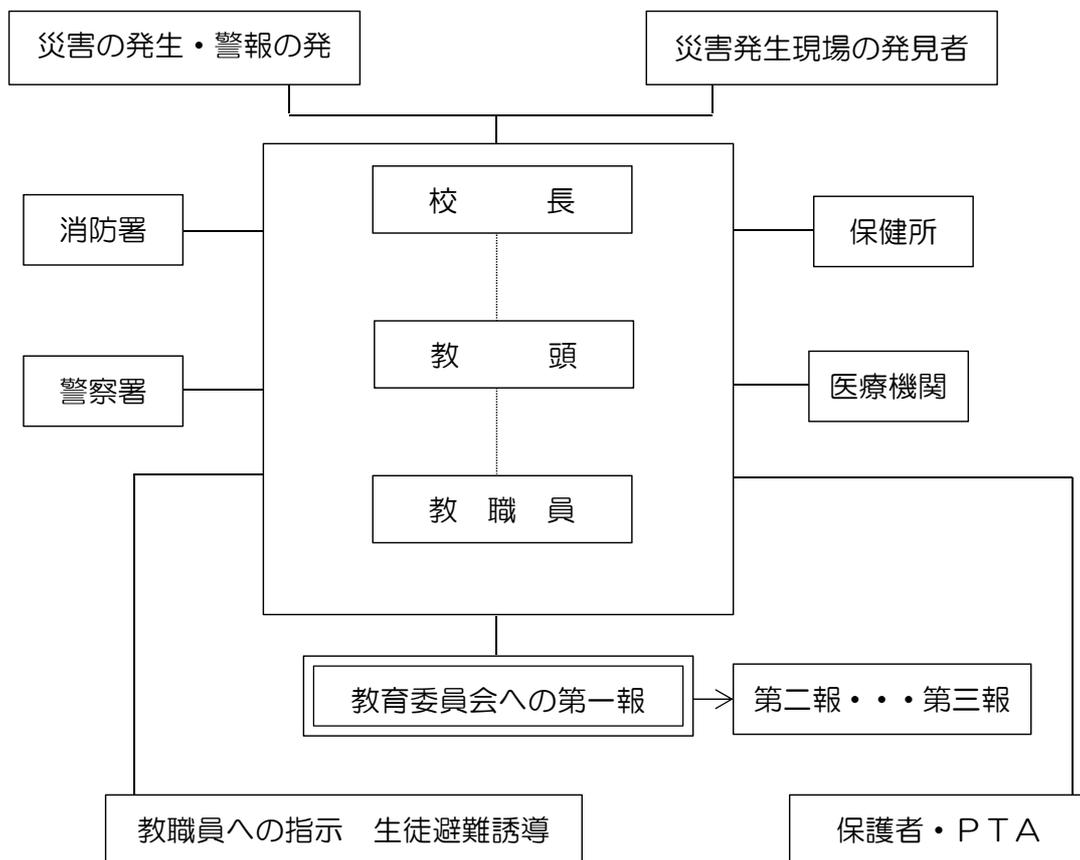
- ① 訓練は多様な状況を設定する。
- ② 消火栓、消化器、担架、消防署との連携等を通して緊迫感・臨場感のこもった訓練を行う。
- ③ 教職員は、役割分担や協力体制について理解を深め、的確な行動がとれるようにする。
- ④ 訓練実施後は、必ずその評価を行い、次回の訓練を改善する。

## 7 教職員研修

- ① 学校の防災組織
- ② 教職員の役割
- ③ 効果的な避難訓練（主として災害対策委員会で検討）
- ④ 初期消火活動 消火器の使い方
- ⑤ 避難方法
- ⑥ 学校が避難場所となることを想定した対策
- ⑦ 応急処置、救急法（AEDの使い方等）
- ⑧ 災害情報、発災後の経過情報の収集・伝達能力
- ⑨ 教職員相互の連携・協力体制

## 8 情報連絡体制

### (1) 情報連絡体制



- ・ 連絡網の活用
- ・ 場合により個別連絡
- ・ 集合場所までの迎え依頼

(2) 関係機関への報告・連絡内容と方法

機 関 名	通報・連絡内容	方法
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況（5W1H）</li> <li>・生徒、教職員の被災状況</li> <li>・生徒、教職員の医療状況</li> <li>・学校残留生徒の保護状況</li> <li>・生徒の避難状況</li> <li>・施設、設備の被災状況</li> <li>・緊急連絡事項</li> <li>・帰宅方法、帰宅時間</li> </ul>	電話 F A X 緊急無線 文書 学校での広報は、体育館で文書掲示 伝令 自動車 家庭訪問
P T A 保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の被災状況</li> <li>・被災生徒の措置</li> <li>・生徒の引き渡し方法</li> <li>・医療機関との連携</li> <li>・学校残留生徒の保護方法</li> <li>・帰宅方法</li> <li>・協力要請</li> <li>・緊急連絡事項</li> </ul>	
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命</li> <li>・水利状況</li> <li>・火災等の発生状況</li> <li>・消防車通路状況</li> <li>・消火要請</li> </ul>	
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生状況</li> <li>・衛生管理要請</li> </ul>	
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れ要請</li> <li>・治療時状況の確認</li> </ul>	
※ 電話は、外線1 外線2 F A X回線及び公衆電話を使用する。 なお、外線1は受け専用として確保する。		
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関への情報提供にあたっては、教育委員会と緊密な連携を図り、学校長の指示のもと情報を整理して伝達の一元化を図る。</li> </ul>	

(3) 保護者・生徒との連絡体制・・・災害の程度、生徒の帰宅方法を保護者に周知させる。

- ① 警報発令時の連絡体制を原則とする・・・LINE 連絡
- ② 在校中の災害の場合、状況を判断し、生徒下校の際は教職員または、保護者の付き添い下校とする。
- ③ 在校中災害で、学校に要員をおく必要がある場合の付き添い下校は、次のとおりとする。

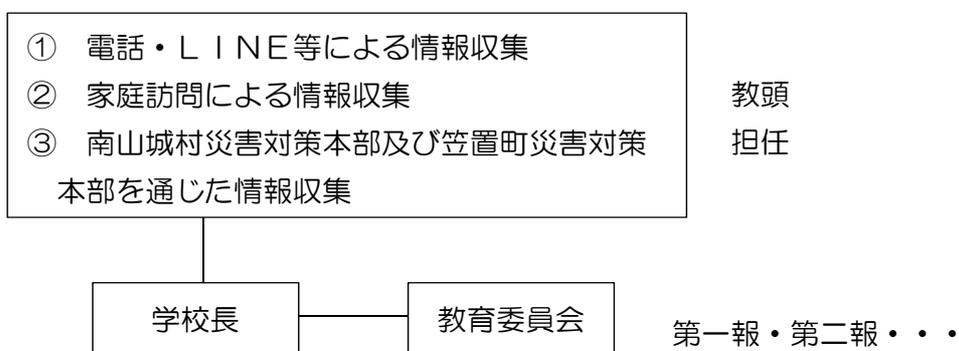
【付き添い下校】

基本 引率は、集合場所までで、保護者の迎えを原則とする。

地域名	生徒数	引率者 (地域担当)	引率内容
南部	4	鈴木	スクールバス2号に同乗し引率
東部・西部	5	奥田	スクールバス2号に同乗し引率
北部・切山	1	中川	スクールバス2号に同乗し引率
大河原・押原	2	松田	スクールバス2号に同乗し引率
童仙房	6	花本・安見	スクールバス1号に同乗し引率
月ヶ瀬NT ・今山	15	野寺・堀口 ・増田	徒歩にて引率
田山	11	小林・安田	スクールバス3号に同乗し引率
高尾	3	越智	スクールバス3号に同乗し引率

※緊急出動あるいは、迎え等・・・教頭、廣岡

(4) 安否情報、被害状況の収集、把握



## 【提 供】

- ① 警報発令時における連絡体制・・・LINE 連絡
- ② 重災害が学校で発生した場合

まず、教育委員会へ第一報

被災生徒の保護者へ第一報 被災状況・災害種類・収容病院・今後の連絡方法

- ③ 重災害が学校外で発生の場合

学校長あて第一報 場所・災害種類・被災生徒教員・被災状況・収容病院・今後の連絡方法

教育委員会へ第一報 該当生徒の保護者へ第一報 無事生徒の保護者へ第一報

災害対策本部設置

現地へ支援派遣

P T A への第一報協力依頼

第一報以降情報は、体育館に掲示

マスコミへの情報提供

- ・ 広報担当者 学校長または教頭
- ・ 教育委員会との緊密な連携
- ・ 情報整理と伝達の一元化

### 9 地域・P T A との連携・協力体制 協力依頼内容

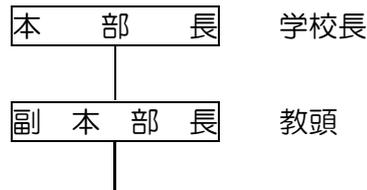
- ① 災害時の生徒の安否、所在確認
- ② 学区内の被災状況
- ③ 通学路の点検・安全確保

### 10 災害発生時の対応

#### (1) 学校災害警戒体制

- ① 南山城村災害対策警戒本部が設置されたときは、教育長の指示に基づき、学校災害警戒体制を敷くものとする。
- ② 京都府全域、山城南部地域に震度5の地震が発表されたときは、学校災害警戒体制を敷くものとする。
- ③ 前項にかかわらず、災害のため学校に相当の被害が発生するおそれがあると認められた場合は、学校災害警戒体制を敷くものとする。

(2) 学校災害対策本部



総括班（教頭・教務）
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育委員会への報告</li> <li>• 各班と連携し、被害状況の把握</li> <li>• 教育委員会への連絡</li> <li>• 休業措置の決定、二次避難場所への移動の決定、生徒、教職員の安全確保についての必要情報の把握、措置</li> <li>• 交通機関の情報の把握、措置</li> <li>• 災害に関する情報収集と校内への提供</li> <li>• 生徒、教職員及びその家族・家屋の被害状況の把握</li> <li>• 教育委員会の指示、指導を受け、応急教育計画を策定</li> </ul>

組 織	初 動 対 応	二 次 対 応	教育再開対応
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所定の避難場所への避難誘導</li> <li>• 生徒の安否、動静の確認、報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下校指導、保護者への引き渡し</li> <li>• 二次避難場所への誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒等の家族、家屋の状況、避難先、転出入状況の把握連絡</li> <li>• 通学路の安全確認</li> </ul>
安全点検消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被害状況の点検と安全確認</li> <li>• 初期消火活動</li> <li>• 二次災害防止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通学路、二次避難場所への経路の安全確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校施設、設備の安全点検</li> <li>• 授業再開に必要な教室の確認・整備</li> </ul>
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 救急措置、重傷者の移送医療機関連携</li> <li>• 消防署救急隊との連携</li> <li>• 行方不明生徒の確認</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">本部へ報告 応援体制を組み搜索</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童の健康実態を把握</li> <li>• 精神面の実態を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーと連携</li> <li>• 衛生管理</li> </ul>
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非常持ち出し品の搬出、管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設、設備の応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒が滅失した教科書、学用品の補給</li> </ul>
避難場所支援班		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校が避難場所となる場合の避難住民の受け入れ準備</li> <li>• 関係機関職員、ボランティア等との連絡</li> <li>• 物資保管の協力</li> </ul>	

※災害の種別、発生時間帯、被害状況、教職員の参集状況に応じ、臨機に編成替を行う。  
 ※管理職不在のときは、管理職に速やかに連絡する。また、教育委員会の指示、指導を受ける。

※夜間、休日の初動体制については、「学校災害対策要員等の動員計画」による。また、災害の状況、被害状況等により臨機に指示する。

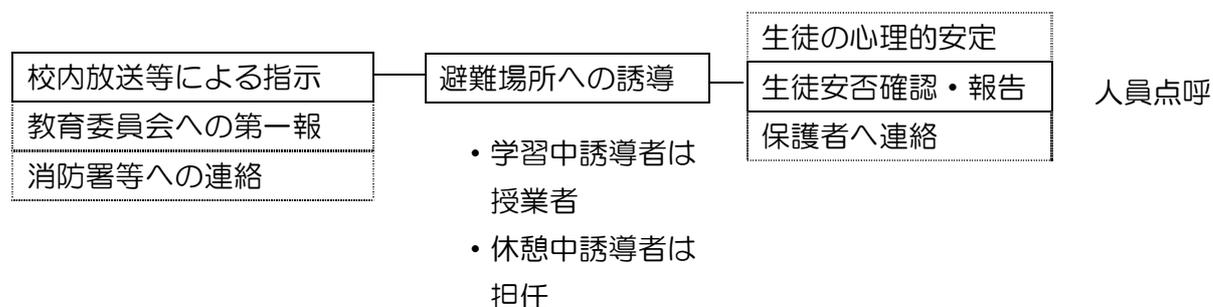
## 1.1 教職員動員体制

動員の種類	状 況	動 員
第1号体制	暴風雨または局地的集中豪雨等の警報が発令された場合	学校長 教頭
第2号体制	暴風雨または局地的集中豪雨のため相当の被害が発生するおそれがある場合または被害が生じ始めたとき	学校長 教頭 外1名
第3号体制	災害被害が更に拡大するおそれがあり、災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生した場合	全員

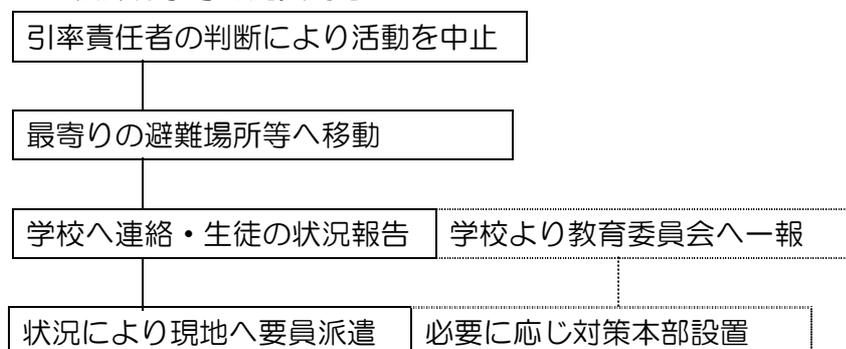
※暴風雨は、他の災害警報と読み替える。

## 1.2 生徒の安全確保

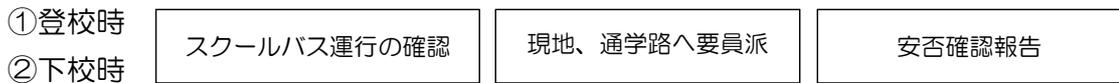
### (1) 在校時の発災対応



### (2) 校外行事等の発災対応



- (3) 夜間・休日の発災対応  
速やかに家庭と連絡をとり、生徒の安否の確認を行う。
- (4) 登下校時の発災対応



※いずれも教育委員会へ第一報  
※要員の任務は、まず安否確認

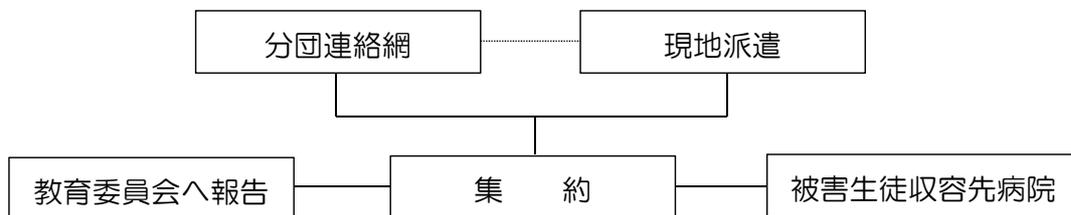
### 1.3 被災状況の点検

すべて教育委員会への報告・連携機関の連携相談

- (1) 被害状況の点検
  - ①災害発生後速やかに施設・設備等の被害状況を点検し、二次災害を防止する。
  - ②点検項目は、平常時のものを基本とし、状況により項目を追加する。
- (2) 危険物の点検
  - ①電気・ガス・薬品・石油類は、優先的に点検する。
  - ②必要に応じ営繕または業者依頼をし、保安措置を講ずる。
- (3) 環境衛生の確保
  - ①学校医、学校薬剤師、保健所等との連携、指導を受ける。
  - ②建物内外の清潔
  - ③飲料水の水質
  - ④伝染病の予防

### 1.4 保護者との連絡・引き渡し

- (1) 生徒の安否把握
  - ①災害発生後速やかに生徒の安否を把握する。



(2) 休業措置の決定

①笠置町・南山城村に警報発令の場合 措置前・後の教育委員会への報告

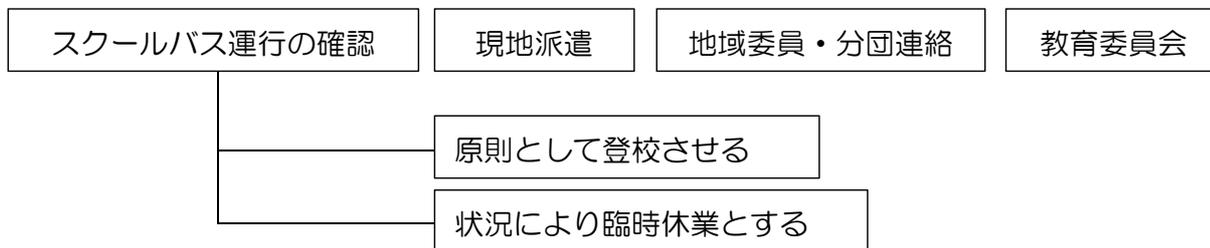
対象となる警報（笠置町・南山城村）暴風雨・大雨・洪水・暴風・大雪警報

警報発令時の登下校については、下記のとおりとする。

- (1) 午前7時現在、上記警報が発令されている場合は、自宅待機とする。
- (2) 午前9時までに警報が解除された場合は、十分に気をつけて登校する。
- (3) 午前9時までに警報が解除されない場合は、臨時休校とする。
- (4) 登校後に警報が発令された場合は、気象状況等を踏まえて下校する。

※ 上記の対応については、教育委員会と相談の上、変更することがある。

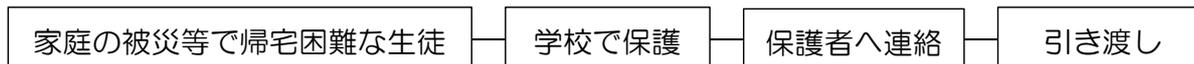
②警報が発令されない場合の発災



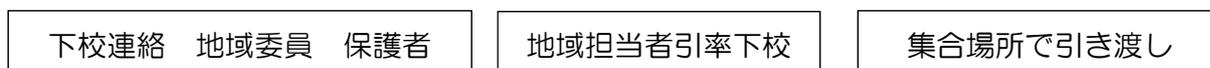
③教育委員会指示

教育委員会が特別の措置を行った場合は、それによる。

④帰宅困難な生徒の保護体制



(3) 引き渡し方法 確実に引き渡す 名簿を用意し確認する。



## 1.5 近辺の災害により学校が避難場所となった場合

学校が避難場所となった場合の運営は、本来的には村の担当部局がその責任を有するものである。

しかし、災害の緊急性に応じて学校が初期対応を行わなければならない事態が生ずる場合を想定しておく必要がある。

### (1) 初期対応

避難場所としての運営が整うまでとする。

施設使用・人的協力

避難箇所	体育館
応急措置	図書室
救援物資保管	格技室
仮設テント・トイレ	グラウンド
食事提供施設	グラウンドに仮設
清掃水	グラウンド・体育館横
飲料水	グラウンド・体育館横
立ち入り区域の設定	校舎は立ち入り禁止
鍵の管理	各管理者
校舎使用の調整・連絡	教頭・教務

## 1.6 学校教育の再開

災害により学校教育が一時停止状況になったときは、早期再開に向けて次の対応を行う。

### (1) 教育環境の整備

通学路の確認	状況により通学路の変更
スクールバス運行の確認	必要に応じ臨時バス運行計画の作成
施設設備の点検	使用可能施設と不可能施設の明確化・安全点検、衛生点検
教科書	教科書、学用品の忘失状況の把握と不足教科書、学用品の確保
その他	学校が避難場所となっているときは、教育委員会と協議

(2) 応急教育計画の作成

①災害のため学校が休業中の教育計画

- 家庭の被害状況に配慮しつつ家庭訪問を通して自学できるための援助を行う。
- 学校に学習相談電話を設置する。
- 教科については、ドリルを中心に行える計画を各学年・教科で立案する。
- 生徒指導の教育計画を立案する。
- スクールカウンセラーと連携し、家庭訪問、電話による教育相談を実施する。

②授業再開時期の決定

- 教育委員会と協議し、再開時期を決定した上、保護者に早期に連絡する。
- 再開の見通しについて、保護者に情報を提供する。

(3) 転学、転入による相談及び学籍の変更

- ①転出の場合、学校に事前相談、連絡をするように保護者に指導する。
- ②転入の場合、教育委員会の指示により対処する。

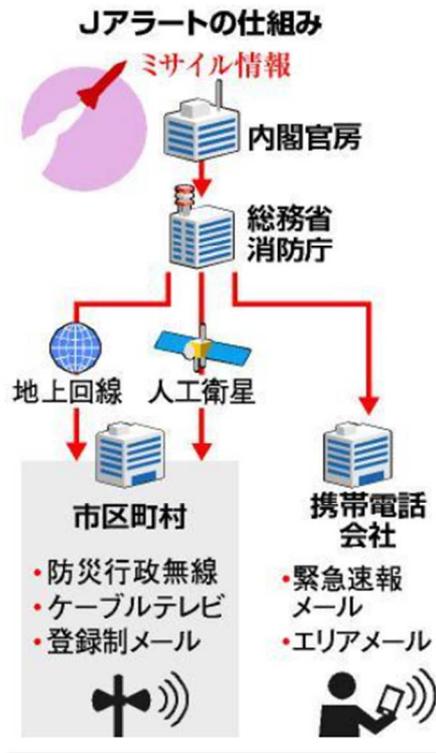
(4) 給食の再開

教育委員会の指示により対処する。

(5) 生徒及び教職員の健康管理

- ①生徒、教職員の健康状況を把握し、学校医と連携する。
- ②災害によって発生する心的外傷後ストレス障害（PTSD）について教職員の理解を深め、学校医に相談する。
- ③PTSDの可能性のある生徒に対する心のケアを実施する。
- ④PTSDについて平時の研修を計画する。

## 17 新たな危機事象への対応



**弾道ミサイル落下時の行動について**

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

**①速やかな避難行動**  
**②正確かつ迅速な情報収集**

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト  
武力攻撃やテロなどから身を守るために  
[http://www.kokuminhogogo.jp/hiryuu/hoge\\_manual.html](http://www.kokuminhogogo.jp/hiryuu/hoge_manual.html)  
事前に確認しておきましょう。

首相官邸 ホームページ [www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)  
内閣府 [www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)  
Twitterアカウント @Kantei\_Saigai

**Jアラート** 例 直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら  
**落ち着いて、直ちに行動してください。**

- 屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難する。  
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設
- 建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

### 【 平常の基本対応マニュアル】

- ① Jアラートが鳴る（さらに、避難指示メッセージがあった場合）
- ② 職員室から放送で指示する（教頭）  
関係機関等からの情報収集（教頭・松田・廣岡）
- ③ 授業担当者は地震発生時に準じた指示（机の下へできるだけ窓から離れる）  
（屋外の場合は、資料参照）
- ④ 情報および関係機関からの指示に基づき、以後の指示を教頭から行う

### 具体例 【体育大会での基本対応マニュアル】

- ① Jアラートが鳴る（さらに、避難指示メッセージがあった場合）
- ② 本部席から避難指示のアナウンスを入れる（教頭）  
関係機関等からの情報収集（松田・廣岡）
- ③ 教職員は、生徒全員を体育館内に誘導する  
◇体育館の中央部分に集合 担任は直ぐ点呼 → 教務 → 教頭  
◇集合していない生徒の搜索 学年教師  
◇その後、来賓や保護者の避難誘導を行う（高齢者の支援など）
- ④ 情報および関係機関からの指示に基づき、以後の指示を教頭から行う